

刑事司法の実践〔上級編〕Ⅰ

知的障害のある犯罪行為者への
支援を学ぶ研修会2022〈基礎研修会〉上級編

森久智江（立命館大学）



本講義で
皆さんと一緒に
目指すもの
・考えたいこと。

少年・刑事司法制度に関わる最新の制度改正の動向について具体的に理解できる。

少年・刑事司法制度に関する基本的な考え方から、近時の制度変化の意味を捉えることができる。

福祉専門職が意識すべきことは何かを意識して、実行していくための基盤を持つ。



ある人のある事件としての「発見」...架空事例から

【犯罪行為と刑事司法とのかかわり】

- タナカさんが14歳になった頃から、兄に誘われて近所のコンビニやスーパーで万引きをはじめ、繰り返すようになりました。見つかると母親が謝罪し被害を弁済していましたが、ある時に被害者が警察に被害届を出し、家庭裁判所に事件が送致されて審判不開始の処分を受けました。少年鑑別所で知能検査を行った結果、タナカさんの知能指数は56でした。



- タナカさんが19歳の時、以前からよく話などをして親しくしていた、同じ事業所を利用している女性に対して性加害行為をしました。ある日、彼女と一緒にバスに乗って事業所から帰宅する途中、コンビニに寄り、女性はアイステイーを、タナカさんはストロング酎ハイを飲みました。その後、人目のつかない建築中の住宅の敷地内に移動し、タナカさんが相手女性にキスをして胸と性器を触りました。



- 帰宅した女性の様子がおかしいと思った両親が話を聞いたことからこの出来事が発覚し、事業所に連絡が入りました。相手女性の両親は警察に被害相談をしましたが、相手女性の話す内容の詳細がはっきりしないこともあって被害届を出すには至らず、この件は立件されませんでした。タナカさんはこの件について、「彼女にはこうするものだから。相手も嫌とは言わなかった」と話していました。



- その後、相手女性は事業所の利用契約を解除しました。タナカさんはしばらく事業所を休みましたが、同じ法人内の別事業所に移って通所を再開し、現在まで通所を続けています。

← 刑事司法(少年司法)制度との接触

窃盗(万引き): 鑑別は実施 → 審判不開始

強制わいせつ: 警察に相談するも立件されず

※もし後者が「特定少年」事件だったら？

※もしタナカさんの「再犯防止」に重点が置かれたら？ 6



なぜこんな「もしも(IF)」の話をするのか？

近時の刑事司法制度改革(法改正)として...

1. 少年法改正～18・19歳の「特定少年」化
2. 刑法改正～懲役刑・禁錮刑廃止と拘禁刑の導入、執行猶予の拡大
3. 更生保護法改正～環境調整対象の拡大と(調整や処遇にかかる)連携拡大

←これらに通底する「再犯防止(更生)」という目的

=改正によって「再犯防止」に近づく？！



ここで生じる疑問。

- 「再犯防止」って...
どうなったら「達成」したと言えるの？
- そもそも...
他人が目指して、「達成」させられるものなの？
- もしそうでないとなれば...
「再犯防止」に近づくために、
何をどうすることが必要なの？



本講義のメニュー。

I 近時の刑事司法・少年司法制度改革の動向
とその意味👉イマココ！

II 施設内処遇段階（刑務所、少年院等）での影
響とその対応

III 捜査・公判段階及び社会内処遇段階（出所・
出院後、保護観察中など）での影響とその対応



刑事司法(狭義)とは「捜査や公判(刑事裁判)」(以下①～③)

①捜査

②起訴(検察官にしかできない裁判の契機)

③公判(刑事裁判)

④施設内処遇(=矯正)

⑤社会内処遇(=保護)

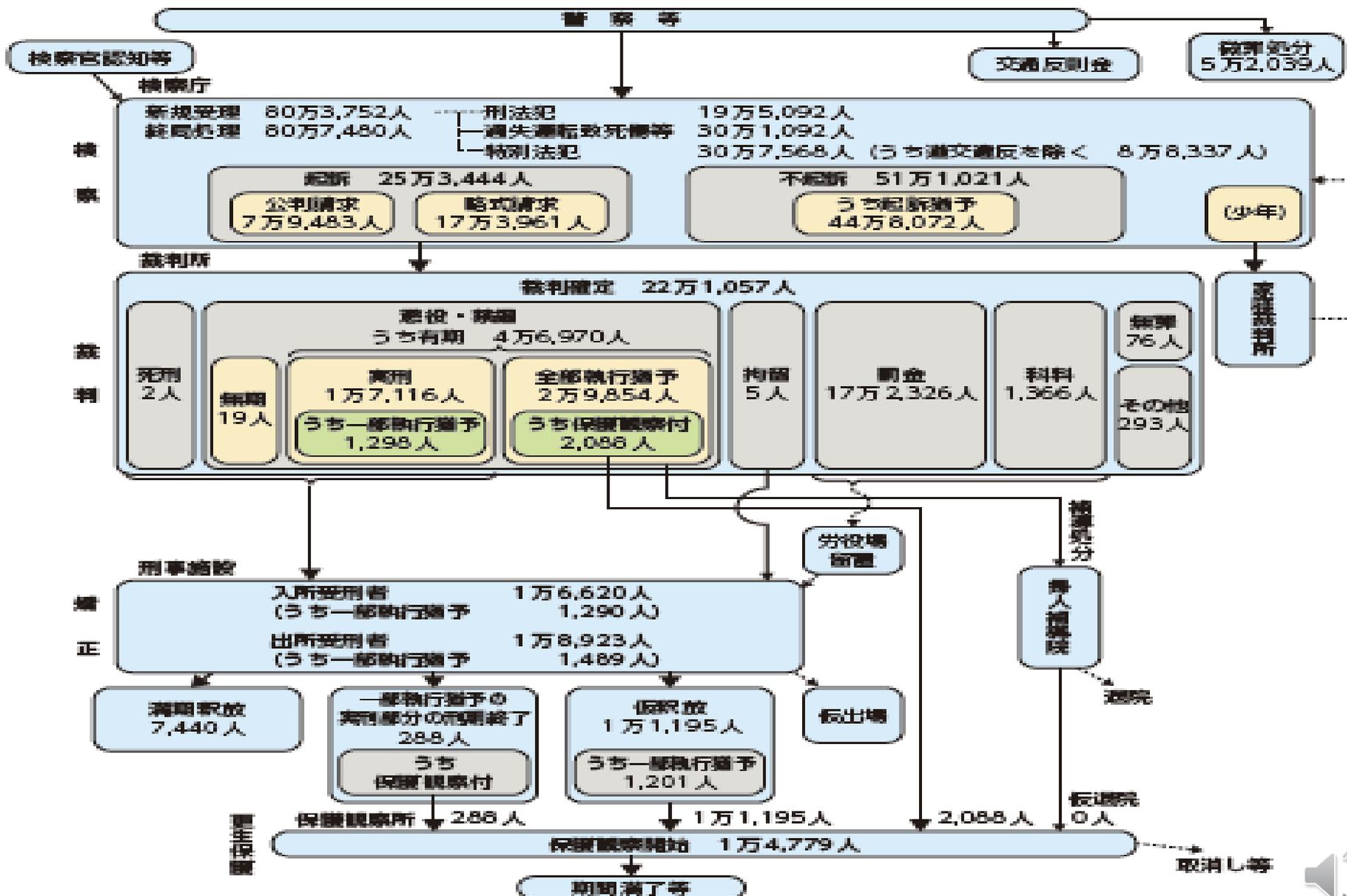
←これらを全部合わせて刑事司法(広義)

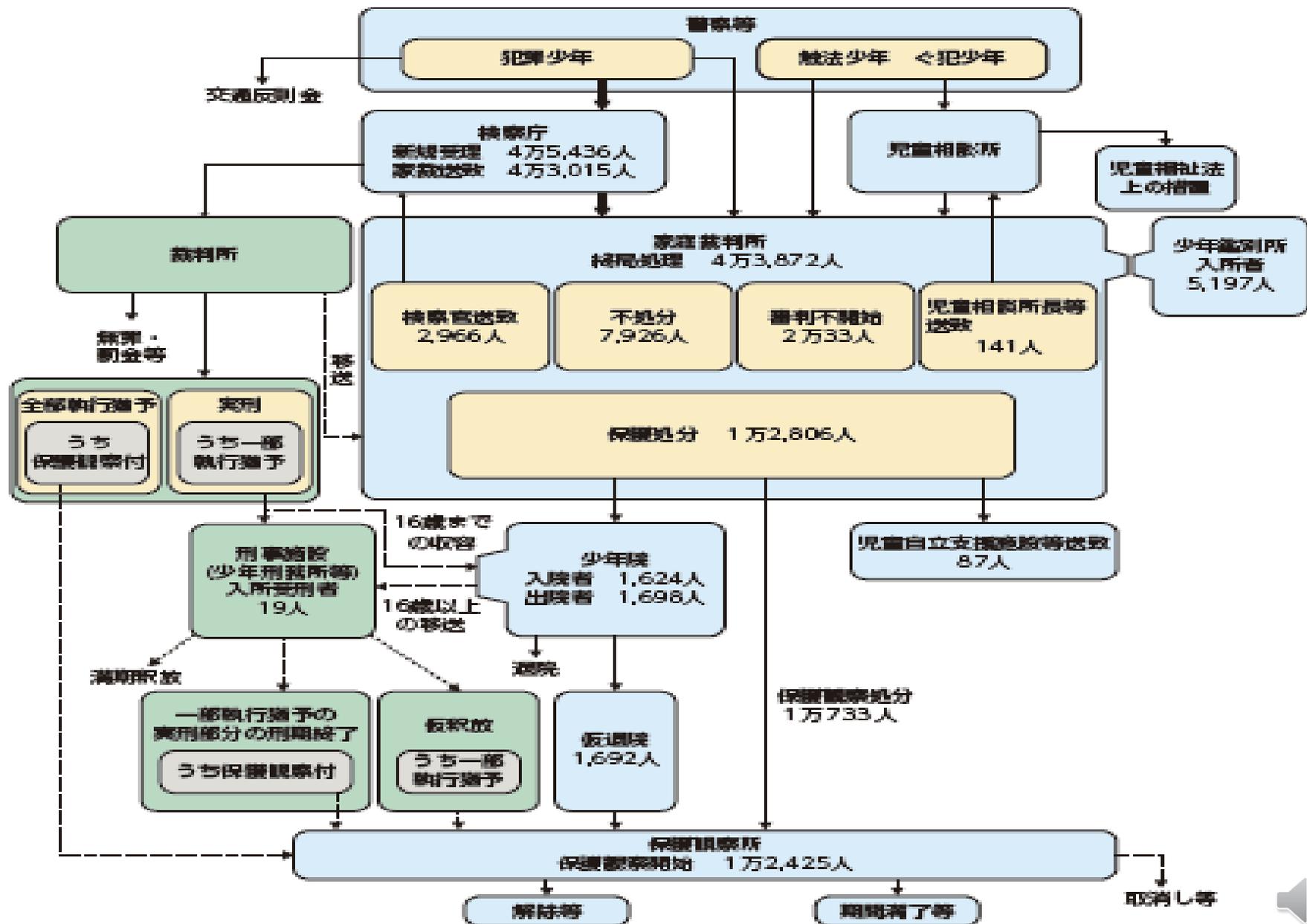
刑事司法(広義)
とは？

👉 詳しくは初級編で。



(令和2年)







少年法改正案 衆院法務委で可決 18歳と19歳を「特定少年」に

2021年4月16日 11時45分

成人年齢の引き下げに合わせ、18歳と19歳を「特定少年」と位置づけ、家庭裁判所から検察官に逆送致する事件の対象を拡大することや、起訴された場合には実名報道を可能とすることを盛り込んだ少年法などの改正案は、16日の衆議院法務委員会で可決されました。

少年法などの改正案は、来年4月に成人年齢が18歳に引き下げられることから、新たに成人となる18歳と19歳について、引き続き保護の対象とする一方、「特定少年」と位置づけています。



2021年少年法改正の内容

18・19歳の人(=特定少年)への少年法の対応として

- ⑩ぐ(虞)犯規定は対象外
- ⑩原則逆送(=大人と同じ刑事裁判を受ける)の対象範囲が拡大
- ⑩=刑罰を科される対象者が増える
- ⑩逆送され、起訴されると実名報道
- ⑩保護処分は、少年院送致(3年以下)、保護観察(2年間。遵守事項違反の場合には少年院に収容することが可能)、保護観察(6ヶ月)
- ⑩処分の選択基準は、犯罪行為の軽重が中心に

⇐少年法改正と刑法・更生保護法改正の関連は？



18・19歳の方は
「特定少年」

18・19歳...民法上は「成年(大人)」へ
(2022年4月～)

←少年法の対象にすべきではない？

⇔しかし、今次の少年法改正では

18・19歳...少年法上の「特定少年」へ

=少年法の対象からは除外しない

∴既存の少年司法制度意義とそれによる「再犯防止」効果に対する評価



しかし、そもそも 少年法改正に関する議論のスタートは...

飽くまで18・19歳を少年法適用年齢から除外すべきか

⇔ただ、除外するのであれば、18・19歳を刑務所収容する際に、何らかの配慮(=従来の少年院で行われている矯正教育に近い改善指導など)が必要では？

+そもそも刑務所内で行われている既存の処遇(改善指導や作業、職業訓練等)は、全ての被収容者に対して適切なのか？ Ex. 高齢者や障がいのある人等

←もっと社会復帰させる(=更生、再犯防止の)ために必要なことを、刑務所内で実施できるようにすべきでは？

Cf. 再犯防止施策、「司法と福祉の『連携』」の経験

➡法制審議会における(成人含む)「再犯防止」に資する刑罰改革の議論へ



「懲らしめ」から「更生」へ 刑法改正案、13日に成立

拘禁刑創設、制定115年で初

2022年06月11日07時08分



拘禁刑創設、侮辱罪厳罰化を盛り込んだ刑法改正案が可決された参院法務委員会＝10日午後、国会内



参院法務委員会は10日、懲役刑と禁錮刑を廃止し、「拘禁刑」として一本化する刑法改正案を自民、公明両党などの賛成多数で可決した。13日の参院本会議で成立する見通し。刑の種類や名称の変更は1907年の現行刑法制定後、115年間で初めて。犯罪者の「懲らしめ」から「更生」に軸足を移し、再犯防止につながる狙いだ。

侮辱罪厳罰化、衆院で審議入り 「拘禁刑」への一本化も

懲役と禁錮は受刑者の身体を奪う「自



2022年刑法改正の内容(侮辱罪法定刑引き上げを除く)

拘禁刑(×懲役・禁錮)の創設(115年ぶり！)

- ⑩ 有期拘禁刑は1ヶ月以上～20年(加重時は30年)
- ⑩ 拘禁刑を受けると刑事施設に拘置される
- ⑩ 拘禁刑においては「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」
- ⑩ 施行は2025年～

刑の再度執行猶予の拡大

- ⑩ 執行猶予中の再犯に対する2年以下の拘禁刑に再度執行猶予が可能(1年以下の懲役・禁錮から拡大)
- ⑩ 保護観察付執行猶予中の再犯に対しても再度執行猶予が可能(現行法は不可)



2022年更生保護法改正の内容(施行は3年もしくは5年以内)

保護観察処遇における専門的援助の活用

- ⑩ 保護観察における特別遵守事項として、更生保護事業を営む者その他適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受けること

満期釈放者等に対する保護観察所による新たな支援

- ⑩ 勾留中の者に対する生活環境の調整
- ⑩ 更生緊急保護の対象の拡大(処分保留者)
- ⑩ 刑事施設収容中の者からの更生緊急保護の事前申出
- ⑩ 刑執行終了者等に対する援助
- ⑩ 更生保護に関する地域援助

再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇

- ⑩ 保護観察期間中に再犯に及んだ事案で、直ちに実刑に処するよりも、社会内処遇を継続した方が再犯防止と改善更生に資する場合に特化した保護観察



法的視点と福祉的視点の差異

①「事件」か「人」か？

②「過去」か「未来」か？



➤ 法的視点...「事件」単位で見る

∴「人」単位で見ると、今回の「事件」以外の要素も含んだ捜査や、事実認定・量刑になってしまうおそれ

ex. 前科・前歴、悪性格

cf. 戦前の「人」対象の処罰や監視への反省

→「罪(事件・犯罪行為)を憎んで人を憎まず」

+さらに、問うべきは...

×これからの「事件(犯罪行為)」の危険性

○過去の「事件(犯罪行為)」の刑事責任

∴「未来」ではなく「過去」への視点が中心

→□飽くまで「応報」が中心



この視点の差異が
あらゆるものの見方の差異にも繋がる。

Ex. 環境や人間関係

法的視点では「事件(犯罪行為)」の要因や
リスクとしてとらえがち

⇔福祉的視点で、その「人」にとって強みと
なるような、環境や人間関係等をどのよう
に見出すのかが重要に



しかし、新たな法改正の中では...
「改善更生」、「社会復帰」、「再犯防止」に対する意識

...刑事司法の視点は変わったのか？

「事件」から「人」へ？ 「過去」から「未来」へ??

+また仮に、そのような視点の変化があったとして、新たな少年司法制度や刑罰制度は、「改善更生」、「社会復帰」、「再犯防止」に繋がるものになっているのか？

※以下、施設内処遇と社会内処遇に分けて、考えてみましょう！

